

## 個人情報保護法案の概要

- 1 基本原則（何人も努力すべき個人情報の取扱いのルール：官民共通）  
個人情報を取り扱う者は、次の5つの基本原則を遵守  
利用目的による制限...利用目的の明確化、その達成に必要な範囲内での取扱い  
適正な取得 ...適法かつ適正な方法による取得  
正確性の確保 ...利用目的の達成に必要な範囲内で正確性、最新性を確保  
安全性の確保 ...取扱いに当たり、安全管理のための措置が講じられるよう配慮  
透明性の確保 ...取扱いに当たり、本人が適切に関与し得るよう配慮
  
- 2 義務規定（民間の個人情報取扱事業者の義務：一定規模以上のデータベース）  
個人情報データベースを事業に用いる個人情報取扱事業者に次のとおり義務づけ  
利用目的の特定、利用目的による制限  
適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等  
データ内容の正確性の確保  
安全管理措置、従業者・委託先の監督  
第三者提供の制限  
公表等、開示、訂正等、利用停止等  
苦情の処理  
報道機関、学術研究団体等、宗教団体、政治団体は義務規定の適用を除外
  
- 3 主務大臣の関与  
必要な限度における報告の徴収、必要な助言  
個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令  
主務大臣の関与に際しての配慮（表現、学問、信教、政治活動の自由）  

（配慮義務）  
第40条 主務大臣は、・・・個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行う場合においては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることがないように配慮しなければならない。
  
- 4 罰 則  
勧告、命令に従わない場合は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金